

第2 カプセル型ベッドを設ける宿泊施設 ◆

カプセル型ベッドを設ける宿泊施設（カプセルホテル）については、関係法令に規定するもののほか、次に定めるところによる。

1 用語の定義

- (1) カプセル型ベッド
出入りする部分を除き就寝する空間の大部分が合成樹脂、金属その他の材料で覆われた箱形の寝台をいう。
- (2) 宿泊室
カプセル型ベッドを有する寝室をいう。
- (3) リネン室
寝具類を収納するための部屋又はその他これらに類する部屋をいう。

2 宿泊施設の構造

- (1) 宿泊施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料又は準不燃材料とすること。
- (2) 宿泊室は各階ごとに、かつ、床面積 200 m²（スプリンクラー設備が設置されているものにあつては 400 m²）以内ごとに準耐火構造の床、壁で区画すること。
- (3) (2) の区画に設ける窓、出入口等の開口部は、常時閉鎖式の防火設備（防火戸に限る。以下「防火戸」という。）又は、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸が設けられていること。
- (4) リネン室等を設ける場合は、他の部分と準耐火構造の床、壁若しくは常時閉鎖式防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火で区画すること。
- (5) 宿泊室にはサウナ室、喫煙コーナー、ロッカー室等は設けないこと。

3 カプセル型ベッドの構造等

- (1) カプセル型ベッドは、準不燃材料又はこれと同等以上の難燃性を有する材料でつくられたものであること。
- (2) カプセル型ベッドは、二段積以下であること。
- (3) カプセル型ベッドに使用する寝具類は、防災性能を有する製品を使用すること。

4 避難に関する事項

- (1) 宿泊室は、他の宿泊室を経由しないで、その出入口等の部分から、2以上の異なる経路により、地上若しくは避難階まで、有効に避難できる場所に設けること。
- (2) 宿泊室内の主たる通路（水平方向で2をこえるベッドを経由するもの）は、幅員1.4m以上とし、その他の通路は幅員1.2m以上とすること。
ただし、床面積200㎡以内に区画された宿泊室にあっては、主たる通路を幅員1.2m以上、その他の通路を幅員0.9m以上とすることができる。
- (3) 宿泊室内の主たる通路は、避難上有効な2以上の異なる出入口に直通し、かつ、各部分から出入口等へ至る通路に重複区間がないこと。
ただし、小区画の宿泊室（カプセル型ベッドの設置個数が8以下のもの）で、その出入口が廊下、階段へ直通しているものあってはこの限りではない。
- (4) 避難経路である廊下及び宿泊室内の通路は、有効に避難できる形状とし、かつ、避難上支障になる段差等を生じさせないこと。

5 消防用設備等

- (1) スプリンクラー設備が義務設置されているものにあつては、カプセル型ベッド内にもスプリンクラーヘッドを設けること。
- (2) 宿泊室に設ける自動火災報知設備の感知器は煙感知器とし、宿泊室内の通路にあっては歩行距離15mにつき1個以上設けること。
- (3) 非常警報設備の音響装置の音圧は、カプセル型ベッド内で、おおむね65デシベル以上となるようにすること。

6 防火管理

- (1) 宿泊室内は、火気使用設備・器具を使用しないこと。
- (2) 宿泊室内は、禁煙とし、カプセル型ベッド内及び宿泊室内の見やすい箇所に禁煙表示を示すこと。
- (3) 宿泊室を有する階には、適当な位置に喫煙場所を設けて、「喫煙所」と表示すること。
- (4) 宿泊室内の主要な場所並びにカプセル型ベッド、ロビー及び喫煙場所等の見やすい箇所に、避難経路図を掲示すること。
- (5) 火災等の災害時において、適切な避難誘導が可能な防火管理体制を確保すること。
- (6) 宿泊状況が容易に確認できる措置を講じること。

7 その他

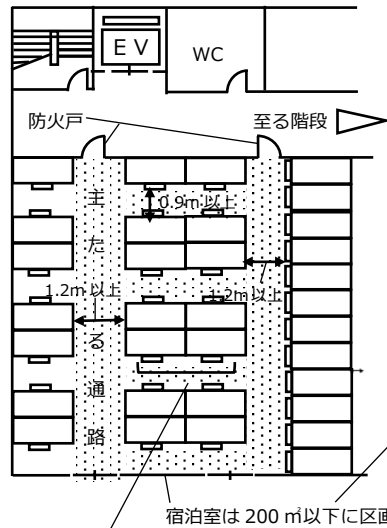
既存防火対象物の取扱いは、次によること。

- (1) 6(1)から(5)については、当該基準を適合させること。
- (2) (1)以外については、当該施設の増築、改築又は模様替え時の等において、当該基準に適合させること。

<<別記>>

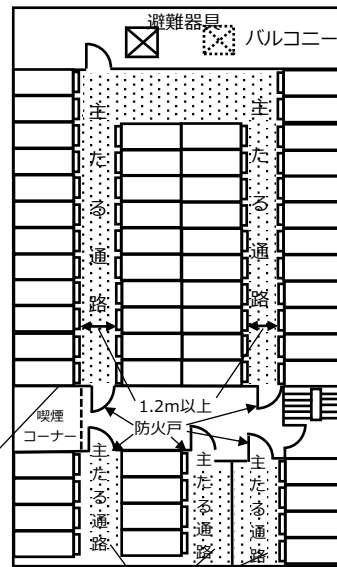
二方向避難適合例

(1) 階段2箇所の場合



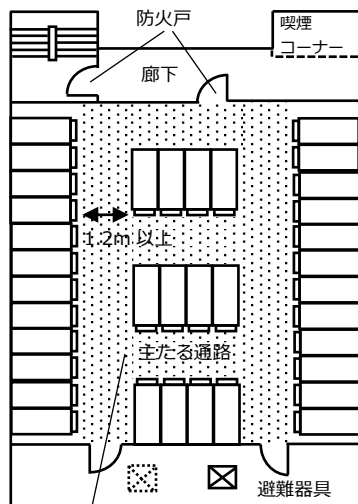
水平方向で2以上のベッドに面する通路は、主たる通路相互間に通じていること。

(2) 他の宿泊室を経由しない場合及び二方向避難が緩和できる場合



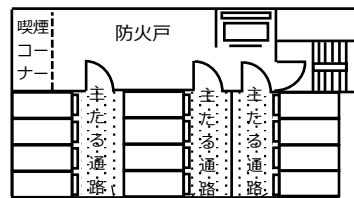
小規模の宿泊室

(3) 避難器具設置の場合



水平方向で2をこえるベッドを経由する通路は、主たる通路とすること。

(4) 小規模の宿泊室（二方向避難が緩和できる場合）



小規模の宿泊室